

厚岸町国民健康保険にご加入の方へ

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定（出産した）の国民健康保険被保険者が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が軽減されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から軽減されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。

							対象期間
令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	
			出産予定月				

※令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

- 保険税が軽減された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届書
- ② 出産予定日又は出産日と単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類（母子健康手帳など）
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類（出生届出済証明を受けた母子健康手帳など）が必要です。
- ③ 世帯主及び出産する方のマイナンバーがわかるもの（①の届書への記載に必要です。）
- ④ 申請者の本人確認書類

届出先

厚岸町役場 町民課保険医療係・税務課課税係 電話 0153-52-3131

問い合わせ

厚岸町役場 町民課保険医療係・税務課課税係 電話 0153-52-3131